

報 告 事 項
令和 2 年 8 月 25 日
教 育 政 策 課

下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について（答申）

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会から下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について答申がありましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 答申日時等

日時 令和 2 年 8 月 18 日（火）

午前 10 時

場所 教育センター 2 階 教育長室

出席 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会

会長 静屋 智

副会長 松永 英治

2 答申

別添のとおり

以 上

下関市立の小学校及び中学校の 適正な規模及び配置について

答　申

令和2年8月18日

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 市立小中学校の現状について	2
(1) 児童生徒数と学校数の推移	
(2) 学校規模の現状	
2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方について	6
(1) 適正な規模の考え方	
(2) 適正な配置の考え方	
3. 適正規模・適正配置の具体的方策について	7
(1) 適正規模・適正配置の検討対象校・優先対象校	
(2) 適正規模・適正配置の手法	
(3) 統合モデル	
①旧下関市中心部	
②旧下関市周辺部	
③総合支所管内	
4. 適正規模・適正配置の実施に関する事項について	16
(1) 学校統合の実施	
(2) 小中一貫教育の推進	
(3) 地域性を生かした小規模校の取組	
おわりに	17

【附属資料】

- ・ 請問書
- ・ 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則
- ・ 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会名簿
- ・ 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会 審議経過

はじめに

下関市立の小学校及び中学校の適正規模及び適正配置については、平成21年5月に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第1期計画」という。）が策定され、下関市での市立小中学校の適正規模・適正配置の取組が本格的にスタートしました。

平成27年8月には、第2期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第2期計画」という。）が策定され、平成28年4月に殿居小学校と豊田中小学校が、平成29年4月に神田（南）小学校と桜山小学校が、令和元年4月に神玉小学校、神田（北）小学校及び滝部小学校が統合されました。

こうした中、第2期計画の策定から約4年が経過し、また、第2期計画期間が令和元年度で終了するに当たり、新たに下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「第3期検討委員会」という。）が設置され、令和元年12月に、下関市教育委員会より市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方とこれに基づく具体的方策、実施に関する事項について諮問を受けました。

第3期検討委員会では、令和元年12月以降、第2期計画における適正規模・適正配置の必要性の考え方を踏襲しつつ、よりよい教育環境の創出という観点から議論を行いました。また、小中一貫教育をより一層推進していくための在り方など、計5回にわたり慎重な審議を重ね、ここに答申を取りまとめました。

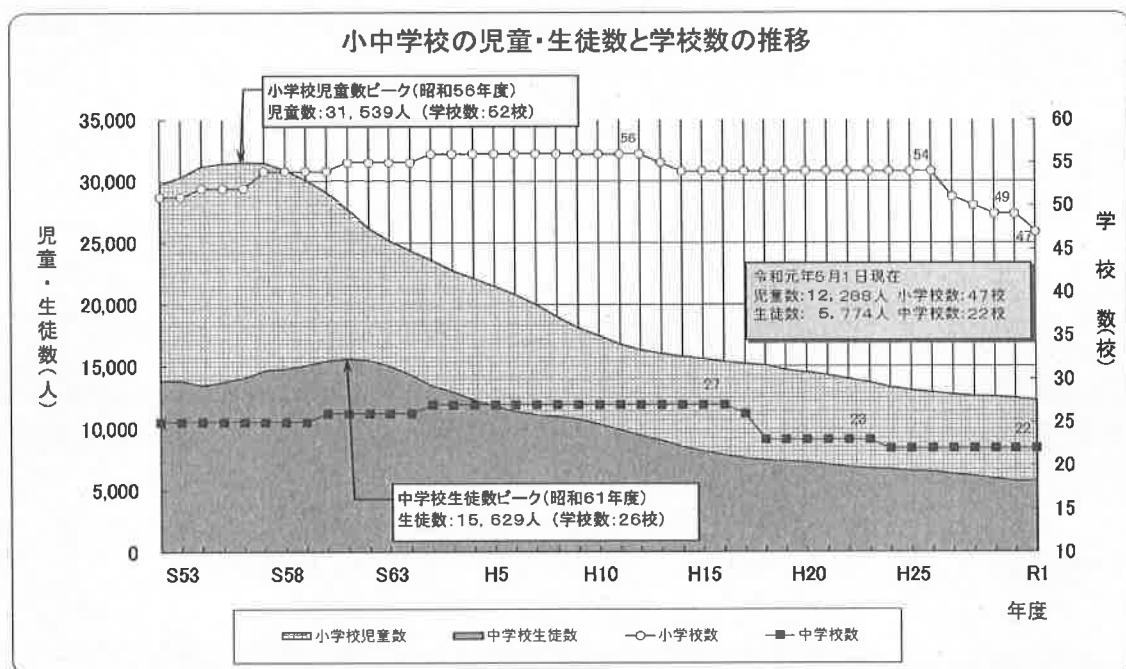
下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1. 市立小中学校の現状について

(1) 児童生徒数と学校数の推移

昭和52年以降の下関市の児童生徒数の推移をみると、小学校では昭和56年の児童数31,539人、中学校では昭和61年の生徒数15,629人をピークに減少の一途をたどり、令和元年5月1日現在では、児童数12,288人、生徒数5,774人となっている。これは、ピーク時と比較すると、児童数で39.0%、生徒数で36.9%という状況である。

今後の児童生徒数の見通しについては、引き続き減少が見込まれ、令和7年度で児童数10,655人、生徒数5,258人と推計される。



一方、学校数については、児童生徒数が増加から減少傾向へと転換した昭和50年から60年代以降も、宅地開発等とともに旧下関市郊外の人口増加にあわせて分離新設が行われ、平成2年には小学校56校、中学校27校となった。

その後、平成17年の市町合併前後に、旧豊浦町、旧豊北町において少子化や校舎の老朽化を受けて小中学校の統廃合が実施されたことから、第1期検討委員会が答申した平成20年3月時点での市立の小学校は54校、中学校は23校であった。

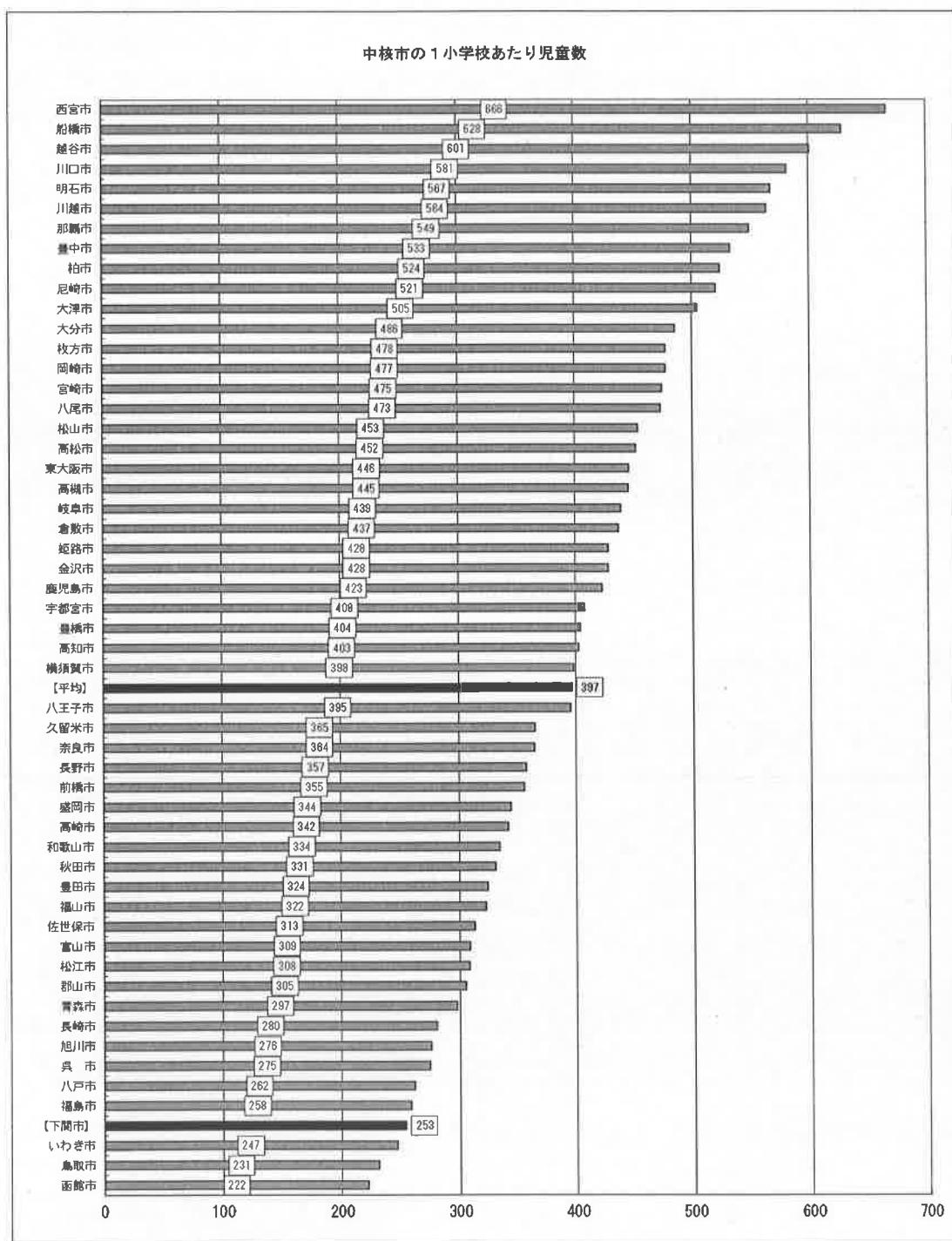
第2期計画を策定した平成27年8月時点では、市立の小学校は51校、中学校は22校となり、令和元年5月1日現在は、市立の小学校は47校、中学校は22校となっている。

(2) 学校規模の現状

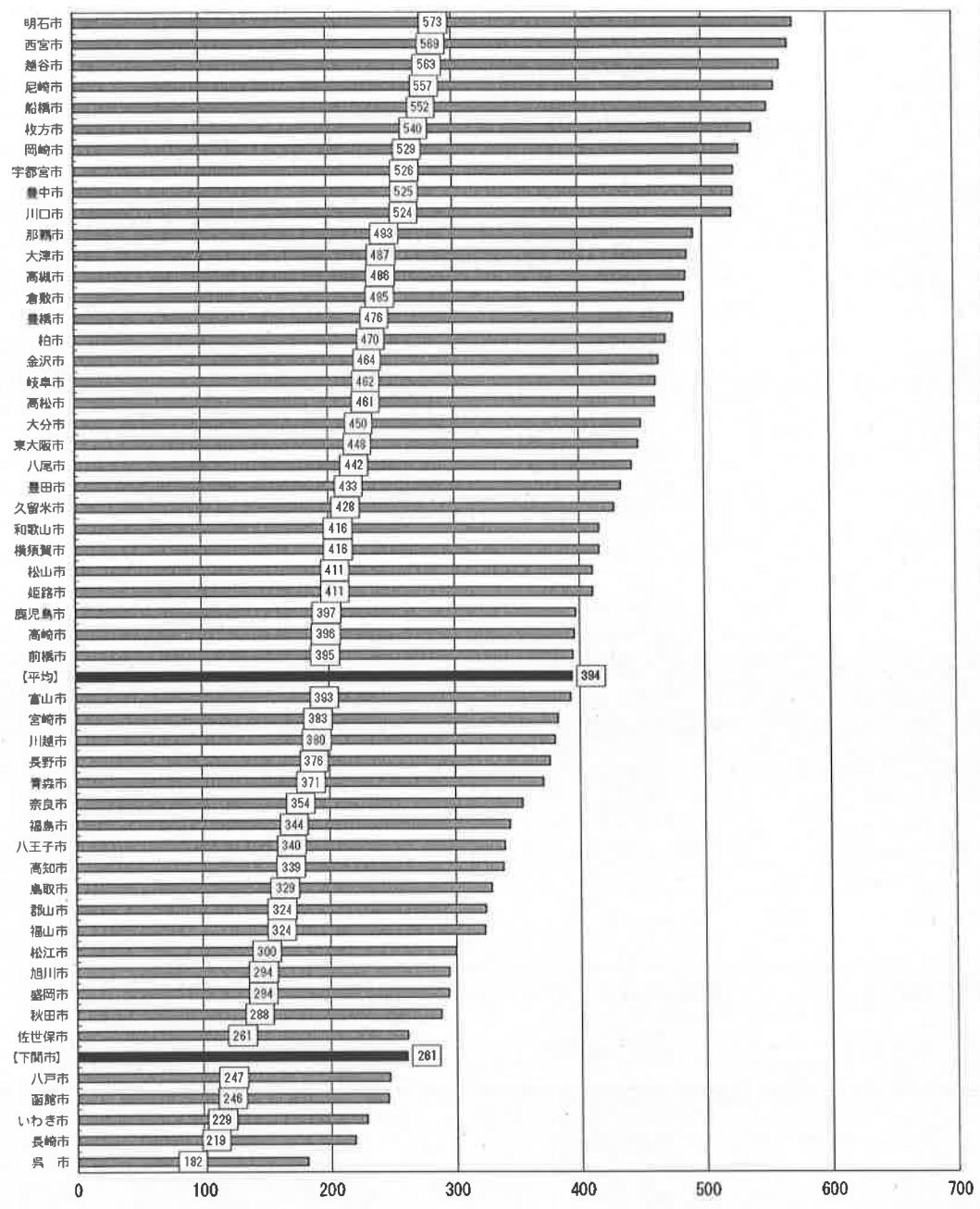
昭和52年以降の学校規模を示す学級数（普通学級数をいう。以下同じ。）は、小学校のピークが昭和57年の856学級、中学校のピークが昭和62年の385学級であるのに

対し、令和元年5月1日現在、小学校485学級、中学校196学級に減少している。これは、ピーク時と比較すると、小学校で56.7%、中学校で50.9%という状況である。

また、1学校当たりの平均児童生徒数について、平成30年5月1日現在、小学校が253人、中学校が261人である。これは、他の中核市と比較して、いずれも平均を大きく下回る状況である。下関市は人口規模に対して面積が広大であることが要因の一つと考えられるが、中核市の中でも、学校の小規模化が顕著であると言わざるを得ない状況である。



中核市の1中学校あたり生徒数



※中核市教育要覧（平成30年5月1日現在）より

令和元年度 学級数別の学校数と児童・生徒数

令和元年5月1日現在

小学校 (35人学級)					学級数	中学校 (35人学級)				
学校名 (児童数)				校数		学校名 (生徒数)				校数
				0	0					0
				0	1					0
			吉母 (8)	吉母 (8)	2	2	1	内日 (13)		
	内日 (14)	豊田中 (19)	角島 (25)	蓋井 (7)	4	3	1	吉見 (92)		
	吉田 (45)	宇賀 (31)	阿川 (33)		3	4	1	木屋川 (105)		
			室津 (44)	小串 (47)	2	5	5	向洋 (131)	名陵 (122)	豊田 (107)
								豊洋 (121)	豊洋 (117)	
	義治 (119)	王江 (96)	関西 (57)	本村 (91)				玄洋 (143)		
	岡枝 (133)	指崎 (52)	西市 (97)	豊田下 (53)	9	6	1			
				滝部 (150)						
			名池 (178)	吉見 (174)	3	7	2	文洋 (162)	菊川 (208)	
			桜山 (197)	豊東 (206)	3	8	1	長成 (229)		
				誠意 (188)						
			西山 (217)	角倉 (240)	2	9	2	日新 (281)	夢が丘 (254)	
					0	10	0			
					向井 (247)	1	11	1	堺田 (328)	
						5	12	1	安岡 (335)	
					川棚 (408)	1	13	3	長府 (426)	彦島 (389)
						0	14	0		山の田 (434)
						0	15	0		
						2	16	0		
			清末 (462)	川中西 (449)				東部 (556)		
			王司 (500)	一の宮 (484)	2	17	1	勝山 (586)		
			文関 (522)	長府 (463)	2	18	1			
				山の田 (584)	1	19	1	川中 (635)		
					0	20	0			
					0	21	0			
					0	22	0			
					安岡 (753)	1	23	0		
					勝山 (749)	1	24	0		
					川中 (740)	2	25	0		
						0	26	0		
						0	27	0		
					豊浦 (893)	1	28	0		
						0	29	0		
						0	30	0		
47校	485学級	12,288名		47	計	22		22校	196学級	5,774名

※学級数は特別支援学級を除く。

2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方について

(1) 適正な規模の考え方

【小学校】(全校学級数) 12学級～24学級

【中学校】(全校学級数) 12学級～24学級

- 前提条件としての1学級当たりの児童生徒数は、山口県の基準(小中学校の全学年:1学級35人)とすることが適当である。
- 人間関係の固定化を避けるため、小中学校ともに、クラス替えができる規模(小学校12学級以上、中学校6学級以上)を確保する必要がある。
- 中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、同じ教科の教員を一定の規模で複数配置できる12学級(1学年に4学級)以上が望ましい。
- 第2期計画では、19学級から24学級までを適正規模の許容範囲としていたが、各学校の小規模化が進んでいる下関市の状況及び基準の明確化を図る観点から、19学級から24学級までを含めて適正な規模とすることは、一定の理解が得られる。

(2) 適正な配置の考え方

①適正な配置について

- 学校位置や校区の決定に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要がある。
- 学校の配置については、全市的な学校の設置状況や地理的要因を考慮し、学校施設の整備、耐震化の状況や既存校舎を生かした教室数の確保などを検討の上、なお、適正な配置が図れない場合には、校舎の新設についても検討していく必要がある。

②適正配置の基準について

(通学距離)

(通学所要時間)

【小学校】 おおむね4km以内 おおむね1時間以内

【中学校】 おおむね6km以内 おおむね1時間以内

- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として妥当であると考えられる。
- 通学時間としては、遠距離通学の場合に、公共交通機関やスクールバスなど、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とする。
- 小学校の低学年においては、負担が大きくなることもあるため、地域の状況に応じた配慮が求められる。

3. 適正規模・適正配置の具体的方策について

(1) 適正規模・適正配置の検討対象校・優先対象校

【検討対象校】

○引き続き、第2期計画の考え方（適正な規模（12学級から24学級）に該当しない学校を検討対象校とする。）によることが適當である。

※第3期検討委員会では令和7年度推計結果により検討

【優先対象校】（第2期計画の考え方）

区分	旧下関市中心部	旧下関市周辺部	旧豊浦郡
小学校	平成32年度推計で 6学級以下の学校 (特別支援学級は除く)	平成32年度推計で 5学級以下の学校 (特別支援学級は除く)	
中学校			

○地域によらず、基準となる学級数は統一させた方がよいという考え方もあるが、原則として小学校においては複式学級が見込まれる5学級以下を基本としつつ、中心部に学校が集中している下関市の状況を鑑みると、中心部は6学級以下という区別化を図っていくことも、一定の理解が得られる。

○引き続き、離島にある蓋井小学校については、児童の通学等の負担を考慮し、検討対象校から除外することが適當である。

(2) 適正規模・適正配置の手法

○適正規模・適正配置の手法としては、原則として学校統合により適正化を図っていき、必要に応じて校区の見直しを検討していくことも必要である。

○小中一貫教育については、今後、これまでの成果を生かしてより積極的に実施していく方向で、地域の状況等を踏まえて総合的に推進していく必要がある。

学級数別の学校数と児童・生徒数（令和7年度推計結果）

小学校 (35人学級)								学級数	中学校 (35人学級)									
学校名 (児童数)									校数	学校名 (生徒数)								
								0	1		0							
										1	内日 (5)							
										2								
										3	豊田 (57)	吉見 (84)	豊洋 (85)	木屋川 (91)				
										4								
										5	豊北 (92)	名陵 (98)						
										6	文洋 (96)	玄洋 (123)						
										7	向洋 (128)	菊川 (165)						
										8								
										9	長成 (213)							
										10	夢丘 (214)							
										11	彦島 (275)							
										12	日新 (269)	堀田 (318)						
										13	安岡 (328)							
										14	長府 (376)							
										15	山の田 (403)							
										16								
										17	勝山 (555)	東部 (585)						
										18								
										19								
										20								
										21								
										22								
										23								
										24								
										計	22							
44校	424学級	10,655人																

※学級数は特別支援学級を除く。

※児童生徒数は、令和元年5月1日現在の校区別人口や市立小学校の在籍児童数等を基に推計したもの。

※推計において、校区外通学による児童生徒数の変動は考慮していない。

(3) 統合モデル

第2期計画では適正規模・適正配置を進める統合モデルとして、合計12のモデルを示している。

第3期検討委員会では、前述の市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方や優先対象校の考え方に基づき、下関市を旧下関市中心部、旧下関市周辺部及び総合支所管内の3つの地域区分に分け、児童生徒数や学級数の令和7年度推計結果を基に、統合モデルの見直しを含めた検討を行い、意見をまとめた。

令和7年度推計に基づく地域別優先対象校

小学校				学級数	中学校			
総合支所管内			旧下関市 周辺部	旧下関市 中心部	総合支所管内			
豊北	豊浦	豊田	菊川		旧下関市 中心部	旧下関市 周辺部	菊川	
				1				
				2		内日		
	宇賀 室津	豊田中	楷崎	吉母 内日		吉見 木屋川	豊田	豊洋
	小串	豊田下		吉田	4	名陵		豊北
					5	文洋 玄洋		
豊北		西市	岡枝 豊東	吉見 王喜	6	向洋	菊川	
	誠意				7		長成	
				西山 江浦 角倉	8			夢が丘
				向井	9		彦島	
					10	日新	堀田	
	川棚			堀田 小月	11		安岡	

※網掛けの範囲が優先対象校。

①旧下関市中心部

《統合モデル》

現 状		第2期計画の 統合モデル		第3期検討委員会	
小学校	中学校	小学校(学級数※2)	中学校(学級数※2)	小学校(学級数※4)	中学校(学級数※4)
文関	日新	文関(16)	日新(9)	文関(13)	日新(10)
養治		養治(7)		養治(6)	
名池	名陵	名池(6) 王江(6)	名陵(5)	名池(6) 王江(6)	名陵(4)
王江		統合	小中一貫	統合	小中一貫
桜山	文洋	桜山(6) 関西(6) 神田(6)	向洋(6)	桜山(6) 関西(6)	向洋(6)
関西		統合	統合	統合	
向山	向洋	向山(12)	文洋(6)	向山(12)	文洋(5)
西山	玄洋	西山(9) 本村(6)	玄洋(6)	西山(8) 本村(6)	玄洋(5)
本村		統合		統合	
生野	山の田	生野(11)	山の田(13)	生野(12)	山の田(13)
山の田		山の田(18)		山の田(17)	
江浦	彦島	江浦(11)	彦島(12)	江浦(8)	彦島(9)
角倉		角倉(12)		角倉(8)	
向井		向井(9)		向井(9)	

※1 [] は、統合後の学校位置を示す。

※2 第2期計画の学級数は、平成26年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和2年度の推計値であり、学校名の下線は、令和2年度推計で優先対象校に該当することを示す。

※3 第2期計画の「小中一貫」は、小中連携を一層強化し、小中一貫教育の導入に向けて取り組むもの。

※4 第3期検討委員会の学級数は、令和元年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和7年度の推計値であり、学校名の下線は、令和7年度推計で優先対象校に該当することを示す。

《主な意見等》

※「・」は補足意見

【養治小学校】

- 養治小学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当しているが、推計による児童数の増加が見込まれること、統合の対象校となる文閑小学校が適正規模校であることから、経過観察とすることが適當である。
- 計画期間の中間年度（令和4年度）において、児童数の推計値を検証し、見直しの必要性を検討する必要がある。

【名池小学校・王江小学校・名陵中学校】**小中一貫教育**

- 3校全てが令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、小学校の統合及び小中一貫教育を推進していくことが適當である。
- 統合後の学校位置となる名池小学校、名陵中学校は、極めて隣接した位置にあることから、小中一貫教育を進めやすいと考える。

【桜山小学校・関西小学校】

- 桜山小学校、関西小学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、両校での統合が適當である。

【向洋中学校・文洋中学校】

- 向洋中学校、文洋中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、両校での統合が適當である。
- 下関市では、地区ごとにまちづくり協議会があるため、中学校同士が統合した場合の地域活性化への影響や地域住民の意識など、共通理解のもとに進めていくことが重要である。
- 統合後の学校位置については、中学校同士の統合による校区の広がりや、小中一貫教育の推進を含めた適正な配置の在り方など、総合的な観点から検討すること。

【西山小学校・本村小学校・玄洋中学校】**小中一貫教育**

- 本村小学校、玄洋中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、3校の統合及び小中一貫教育を推進していくことが適當である。
- 小学校と中学校の校舎では、階段の段差やトイレ等、基準面での相違があるため、施設整備面での十分な配慮が必要である。
- ・統合後の跡地利用についても、地域のための有効活用についての検討が求められる。

②旧下関市周辺部

《統合モデル》

現 状		第2期計画の 統合モデル		第3期検討委員会	
小学校	中学校	小学校(学級数※2)	中学校(学級数※2)	小学校(学級数※4)	中学校(学級数※4)
内日 内日		内日(3) 統合	内日(2) 統合	内日(3) 教育	内日(2)
勝山 勝山		勝山(22)	勝山(18)	勝山(20)	勝山(18)
一の宮		一の宮(23)		一の宮(20)	
吉見	吉見	吉見(6) 統合	吉見(5)	吉見(6) 教育	吉見(3)
吉母		吉母(3)		吉母(3)	
蓋井		蓋井(2)		蓋井(2)	
王喜	木屋川	王喜(6) 統合	木屋川(5) 小中一貫	王喜(6) 教育	木屋川(3)
吉田		吉田(4)		吉田(4)	
長府	長成	長府(18).....	長成(7)	長府(16).....	長成(7)
豊浦	長府	豊浦(24).....	長府(15)	豊浦(22).....	長府(12)
王司	東部	王司(16).....	東部(17)	王司(16).....	東部(18)
清末		清末(17).....		清末(16).....	
小月		小月(12).....		小月(11).....	
堀田	堀田	堀田(12).....	堀田(11)	堀田(11).....	堀田(10)
川中西		川中西(17).....		川中西(13).....	
川中	川中	川中(27).....	川中(20)	川中(24).....	川中(21)
熊野		熊野(20).....		熊野(22).....	
安岡	安岡	安岡(21).....	安岡(12)	安岡(24).....	安岡(11)

※1 [] は、統合後の学校位置を示す。

※2 第2期計画の学級数は、平成26年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和2年度の推計値であり、学校名の下線は、令和2年度推計で優先対象校に該当することを示す。

※3 第2期計画の「小中一貫」は、小中連携を一層強化し、小中一貫教育の導入に向けて取り組むもの。

※4 第3期検討委員会の学級数は、令和元年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和7年度の推計値であり、学校名の下線は、令和7年度推計で優先対象校に該当することを示す。

《主な意見等》

【内日小学校・内日中学校】小中一貫教育

- 内日小学校、内日中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、統合及び小中一貫教育を推進していくことに一定の理解は得られる。ただし、両校の統合後の学校規模を考えると、菊川地区であったり、もう少し広範囲での統合についての検討も必要である。
- 小規模校の在り方と地域づくりを連動させて考えていくのであれば、市内全域からの通学を可能にしたり、特色ある学校づくりに向けた方策を講じたりすることなどが求められる。
- 第2期計画における統合モデルからの変更理由について、計画策定時には説明等を示したほうが良いと考える。

【吉見小学校・吉母小学校・吉見中学校】小中一貫教育

- 吉母小学校、吉見中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、小学校の統合及び小中一貫教育を推進していくことが適当である。
- 吉見中学校又は吉見小学校での施設一体型の小中一貫教育についても検討する必要がある。

【王喜小学校・吉田小学校・木屋川中学校】小中一貫教育

- 吉田小学校、木屋川中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、3校の統合及び小中一貫教育を推進していくことが適当である。
- 吉田地区からの通学距離が長くなることから、負担を軽減する措置を検討する必要がある。

③総合支所管内

«統合モデル»

現 状		第2期計画の 統合モデル		第3期検討委員会	
小学校	中学校	小学校(学級数※2)	中学校(学級数※2)	小学校(学級数※4)	中学校(学級数※4)
【菊川地区】	【菊川地区】				
岡枝	菊川	岡枝(6)	菊川(6)	岡枝(6)	菊川(6)
檜崎		檜崎(6)		檜崎(3)	
豊東		豊東(7)		豊東(6)	
【豊田地区】	【豊田地区】	※3		【豊田地区】	
西市	豊田	西市(6)	豊田(4)	西市(6)	豊田(3)
豊田中		豊田中(3)	小中一貫	豊田中(3)	小中一貫
豊田下		殿居(3)		豊田下(4)	
		豊田下(5)			
【豊浦地区】	【豊浦地区】			【豊浦地区】	
誠意	豊洋	誠意(7)	豊洋(6)	誠意(7)	豊洋(3)
室津		室津(4)		室津(3)	
川棚	夢が丘	川棚(13)	夢が丘(9)	川棚(11)	夢が丘(8)
小串		小串(5)		小串(4)	
宇賀		宇賀(4)		宇賀(3)	
【豊北地区】	【豊北地区】	※3		【豊北地区】	
豊北	豊北	滝部(6)	豊北(6)	豊北(6)	豊北(4)
		粟野(3)			
		神玉(3)	小中一貫		
		角島(3)			
		神田(3)			
		阿川(3)			

※1 [] は、統合後の学校位置を示す。

※2 第2期計画の学級数は、平成26年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和2年度の推計値であり、学校名の下線は、令和2年度推計で優先対象校に該当することを示す。

※3 第2期計画の「小中一貫」は、小中連携を一層強化し、小中一貫教育の導入に向けて取り組むもの。

※4 第3期検討委員会の学級数は、令和元年5月1日現在の未就学児童数をもとにした令和7年度の推計値であり、学校名の下線は、令和7年度推計で優先対象校に該当することを示す。

«主な意見等»

※「・」は補足意見

菊川地区

【岡枝小学校・檜崎小学校】

- 檜崎小学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、岡枝小学校との統合が適當である。
- ・児童生徒数の推計については、地域社会の変容や市の事業計画等を勘案して見直していくことも必要である。

豊田地区

【西市小学校・豊田中小学校・豊田下小学校・豊田中学校】小中一貫教育

- 豊田中小学校、豊田下小学校、豊田中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、小学校の統合及び小中一貫教育を推進していくことが適當である。

豊浦地区

【誠意小学校・室津小学校・豊洋中学校】小中一貫教育

- 室津小学校、豊洋中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、小学校の統合及び小中一貫教育を推進していくことが適當である。
- 豊洋中学校での施設一体型の小中一貫教育についても検討する必要がある。

【川棚小学校・小串小学校・宇賀小学校】

- 小串小学校、宇賀小学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、川棚小学校との統合が適當である。
- 夢が丘中学校との小中一貫教育についても検討する必要がある。
- ・スクールバスの導入による児童生徒の運動不足解消についても、状況に応じた対応を検討していく必要がある。

豊北地区

【豊北小学校・豊北中学校】小中一貫教育

- 豊北中学校は、令和7年度推計結果で優先対象校に該当し、統合及び小中一貫教育を推進していくことが適當である。

4. 適正規模・適正配置の実施に関する事項について

(1) 学校統合の実施

①学校統合の実施手順について

- 学校統合の検討に当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきだが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わることになる。
そのような観点から、学校統合の実施に当たっては、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解や協力をもとに進めることが必要である。
- 実施に当たっては、個々の状況に応じた柔軟な対応も必要であると考えるが、基本的な実施手順等について規定したうえで、柔軟に対応していくことが望まれる。

(2) 小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育を推進していくに当たっては、目的や効果を明確にしたうえで、具体的な取組についても示していくことが必要である。
- 小中一貫教育と地域性を生かした学校づくりは一体的に考えていくものであり、コミュニケーション・スクールの仕組みを活用した取組が望まれる。
- 地域性を生かした学校づくりを行っていくときには、教育課程（カリキュラム）の中での目指すべき児童生徒の資質や能力について検討したうえで、地域との連携を考えていくことが求められる。また、今後整備が予定されているタブレット端末などのＩＣＴを活用した地域連携の取組についても、推進していくことが望まれる。
- 小中一貫教育については、全市的に取り組んでいくことも検討する必要がある。
- 小中一貫教育校に留まらず、義務教育学校の設置についても検討する必要がある。

(3) 地域性を生かした小規模校の取組

- 小規模校としての在り方を検討するに当たっては、学校の適正な規模との関連性や判断基準等を明確にするとともに、教育水準の維持・向上を図っていくための方策を講じていく必要がある。
- 市内全域からの通学を可能にする「小規模特認校制度」や、特色ある学校づくりに向けた取組が望まれる。

おわりに

少子化に伴って学校が小規模化する中、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持向上を図り、子どもたちの生き抜く力を育むことができる教育環境を実現すること、これが、市立小中学校の適正規模・適正配置の目的であり、私たちの願いでもあります。

学校は、教育の場であるとともに、長い歴史の中で、地域とのつながりを深め、地域の拠点として幅広い役割を担っています。また、下関市では、地域とともにある学校を目指し、コミュニティ・スクールが推進され、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組が広がっています。

第3期検討委員会では、こうした状況を踏まえ、多角的な観点から議論を重ね、適正規模・適正配置の具体的方策の一つとして、コミュニティ・スクールによる地域性を生かした小中一貫教育の推進について提言しました。

小中一貫教育は、小学校と中学校という縦のつながりの中で、一定の集団規模を確保するとともに、義務教育課程の9年間を通じた系統的な教育を実現し、また、小学校と中学校の教育活動に内在するギャップの解消と円滑な移行を図っていくものであり、適正規模・適正配置の取組における今日的重要な課題であると考えています。

下関市における、これまでの小中一貫教育の研究と検証に基づき、小中一貫教育校の設置を推進され、将来的には義務教育学校の設置についても検討していくことが望されます。

今後、本答申を契機に、よりよい教育環境について、保護者、地域住民、行政が一体となって話し合い、知恵を出し合い、相互理解を深め、適正規模・適正配置の取組が進められていくことを切に願います。

< 資 料 >

下教政第1111号

令和元年(2019年)12月9日

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会長様

下関市教育委員会

下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について（諮問）

本市では、少子化の進行等により小中学校の児童生徒数が減少する中、学校が小規模化し、教育上又は学校運営上の様々な課題が生じております。教育委員会では、これらの課題を解決するため平成21年度に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（第1期）を策定、平成27年度には第2期計画を策定し、市立小中学校の適正規模・適正配置の取組を進めてまいりました。

第2期計画の計画期間においては、平成28年度に殿居小と豊田中小を、平成29年度は神田小と桜山小を、令和元年度は神玉小、神田小及び滝部小をそれぞれ統合してきたところですが、計画策定から既に5年の歳月が経過し、現行の計画は令和元年度末をもってその期間を終えます。

よりよい教育環境を創出するためには、引き続き適正規模・適正配置の取組を推進することが重要であります。一方、現在の取組における課題を踏まえながら、第3期計画を策定する必要があります。

つきましては、第3期計画の策定にあたり、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
2. 市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策について
3. 市立小中学校の適正規模・適正配置の実施に関する事項について

以上

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

平成31年3月29日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第3条の規定に基づき、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 保護者
- (4) 下関市連合自治会の役員
- (5) 公募に応募した市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、教育長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿

区分	氏名		公職等
学識経験者	◎ 静屋 智		国立大学法人 山口大学教授
	天野 かおり		公立大学法人 下関市立大学准教授
	赤堀 方哉		梅光学院大学教授
関係教育機関の職員		金子 聰	下関市立彦島中学校長
		原田 貴司	下関市立清末小学校長
		大井 誠子	下関市立清末幼稚園長
		前田 智亜紀	下関市立川棚小学校教諭
保護者		植田 和公	下関市中学校 P T A 連合会長
	○ 松永 英治		下関市 P T A 連合会長
		板井 佑介	下関市幼稚園 P T A 連合会長
下関市連合自治会の役員		村尾 寛	下関市連合自治会副会長
公募に応募した市民		内山 峰生	
		北尾 洋二	

※令和2年5月19日現在

※◎は会長、○は副会長

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会 審議経過

回数	開催日	内容
第1回	令和元年12月9日	(1) 会議の公開について (2) 市立小中学校の現状と現行計画の進捗状況について
第2回	令和2年7月6日	(1) 適正規模・適正配置の基本的な考え方 ①適正な規模の考え方 ②適正な配置の考え方 (2) 適正規模・適正配置の具体的な方策 ①検討対象校と優先対象校 ②適正規模・適正配置の手法 (3) 適正規模・適正配置の実施に関する事項 ①学校統合の実施 ②小中一貫教育の推進 ③地域性を生かした学校づくり (4) 統合モデルについて
第3回	令和2年7月17日	(1) 適正規模・適正配置の考え方、方策等について (中間まとめ) (2) 統合シミュレーション（日新中校区） (3) 統合モデルについて（モデル①～⑥）
第4回	令和2年7月22日	(1)（前回）統合モデルにおける質疑について (2) 統合モデルについて（モデル⑦～⑫）
第5回	令和2年7月31日	(1) 小中一貫教育について (2) 答申（案）について

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会 答申概要

1. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

■適正な規模

区分	全校学級数
小学校	12学級～24学級
中学校	12学級～24学級

第2期計画と
同じ考え方

○前提条件としての1学級当たりの児童生徒数は、山口県の基準（小中学校の全学年：1学級35人）とすることが適当である。

■適正な配置

区分	通学距離	通学所要時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

第2期計画と
同じ考え方

【適正な配置を考える上での留意点】

- 学校位置や校区の決定に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、適切な通学条件や通学手段が確保されるようとする必要がある。
- 学校の配置については、全市的な学校の設置状況や地理的要因を考慮し、学校施設の整備、耐震化の状況や既存校舎を生かした教室数の確保などを検討の上、なお、適正な配置が困難な場合には、校舎の新設についても検討していく必要がある。

2. 適正規模・適正配置の具体的方策

■統合モデル

第2期計画（12パターン）		答申（12パターン）
旧下関市	統合校①：王江小・名池小・名陵中【小中一貫】 統合校②：関西小・桜山小・神田小 統合校③：本村小・西山小 統合校④：文洋中・向洋中	統合校①：王江小・名池小・名陵中【小中一貫教育】 統合校②：関西小・桜山小（神田小は桜山小と統合済） 統合校③：本村小・西山小・玄洋中【小中一貫教育】 統合校④：文洋中・向洋中（※） <small>※統合後の学校位置は、小中一貫教育の推進など、総合的な観点から検討すること。</small>
旧下関市周辺部	統合校⑤：勝山小・内日小 統合校⑥：吉母小・吉見小 統合校⑦：吉田小・王喜小・木屋川中【小中一貫】 統合校⑧：勝山中・内日中	統合校⑤：内日小・内日中【小中一貫教育】 統合校⑥：吉母小・吉見小・吉見中【小中一貫教育】 統合校⑦：吉田小・王喜小・木屋川中【小中一貫教育】
総合支所管内	統合校⑨：殿居小・豊田中小・豊田下小・西市小・豊田中【小中一貫】 統合校⑩：室津小・誠意小 統合校⑪：宇賀小・小串小 統合校⑫：神玉小・神田小・栗野小・角島小・阿川小・滝部小・豊北中【小中一貫】	統合校⑧：檜崎小・岡枝小 統合校⑨：豊田中小・豊田下小・西市小・豊田中 <small>（殿居小は豊田中小と統合）【小中一貫教育】</small> 統合校⑩：室津小・誠意小・豊洋中【小中一貫教育】 統合校⑪：宇賀小・小串小・川棚小 統合校⑫：豊北小・豊北中【小中一貫教育】 <small>（豊北地区全ての小学校を統合後、豊北小を開設）</small>

※学校名は、その学校が統合後の学校位置であることを示しています。

3. 適正規模・適正配置の実施に関する事項

- 学校統合は、保護者や地域住民の理解や協力をもとに進めることが必要である。
- 小中一貫教育を推進していくに当たっては、目的や効果を明確にしたうえで、具体的な取組についても示していくことが必要である。また、小中一貫教育と地域性を生かした学校づくりは一体的に考えていくものであり、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した取組が望まれる。
- 小規模校としての在り方を検討するに当たっては、学校の適正な規模との関連性や判断基準等を明確にするとともに、教育水準の維持・向上を図っていくための方策を講じていく必要がある。その際には、市内全域からの通学を可能にする「小規模特認校制度」や、特色ある学校づくりに向けた取組が望まれる。